

たしました。

次に、日程第10、議案第65号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第66号 長井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。平成25年第6回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月17日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

なお、議案の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第59号 除雪作業中における車両事故に係る損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、除雪作業中における車両事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものでございます。

審査に当たり、建設課長からは、回転灯を点灯し、除雪作業を行っている除雪車を緊急車両として扱うかの見解が分かれ、市の保険代理店である公益社団法人全国市有物件災害共済会と相手方の保険代理店の主張する過失割合が折り合わず、第三者機関の裁定をもとに、市80%、相手方20%の案が示された。相手方の20%負担分は、修理工場のご厚意により修理工場が負担する方向で相手方と話が進み、解決までに1年7カ月を要しました。解決が遅れた原因は、保険代理店に全て対応を任せたとにあり、今後は、市が積極的にかかわりを持ち、相手方に丁寧な説明を行いながら対応に当たりたいとの説明を受けたところでございます。

質疑に入り、委員からは、1年半以上長引いた原因は、初動の対応が悪かったことに加え、保険代理店に全て任せたとと思うが、保険代理店は、現場を見たり、相手方から直接話を聞くなど誠意ある対応をしていたのかと質疑がなされ、建設課長からは、交渉は専門的な保険代理店が行うことになるが、保険代理店と市の担当者との連絡確認をしっかりと行う必要があったと反省している。保険代理店との直接のやりとりは財政課で行っており、財政課と連携を密にして対応することが必要であった。修理工場には全く連絡がなく、修理工場に対する丁寧な説明が不足していたと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、実質的に20%の開きが

あるが、修理工場のご厚意により示談の運びになると理解しているのか、また、今後の再発防止に向けて対策を講じているのかとの質疑がなされ、建設課長からは、詳しい経緯の報告文書を市の保険代理店が相手方に送付し、示談の準備をしている。再発防止策については、除雪協議会総会等で、安全意識を高めるとともに、事故を回避する具体的な取り決めをしっかりと行っていききたいとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、示談に至ったので、議案が提出されたと理解しているが、示談は成立しているのかとの質疑がなされ、建設課長からは、条件が2つあり、議会での正確な説明と、市の保険代理店が詳しい経緯の報告文書を出すよう相手方に求められているとの答弁を受けたところでありました。

さらに、委員からは、今の段階では、この議案の議論はできない、相手方の承諾を得てから審査するべきではないのかとの質疑がなされ、休憩を挟み、建設課長からは、休憩中に示談の条件である2点について相手方に説明し、後日、示談に応じるとの返答をいただいたとの答弁を受けたところでありました。

さらに、委員からは、それぞれの担当がどう対応するのか、業者を含めて明確にしていく必要があると考えているが、どうかとの質疑がなされ、建設課長からは、建設課と財政課で所管を明確にして対応していきたい。初動の対応も含め、今後、改めて職員に適切に指導していかなければならないと考えているとの答弁を受けたところでありました。

採決の結果、議案第59号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、民間の宅地開発による1路線及び、かつて民間により宅地開発され、既に公衆用道路として使用されている3路線について、道路

法第8条第2項の規定により市道路線の認定を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、建設業者が館西線に設置した消雪設備は市道認定後に市で管理することになるのか、また、維持管理はどうなるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、消雪設備は市で管理し、電気代も市で負担していきたいと考えているとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、今泉駅前1号線は行きどまりの状態であり、回転広場を設けることが市道認定の要件になっていたと思うが、今泉駅前2号線、3号線は通り抜けができるので、回転広場がなくても市道に認定できると理解してよいのかとの質疑がなされ、建設課長からは、そのように判断しているとの答弁を受けたところでありました。

さらに、委員からは、今泉駅前2号線、3号線の先は民間の土地と理解しているが、通行に係る明文化したものが必要だと思うが、文書は交わしているのかとの質疑がなされ、建設課長からは、明文化したものはないので、今後、市道認定後に協議をしていきたいとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、市道認定の要件を満たせば、おおむね認定になると思うが、消雪に関しては無制限に認めていいのか心配している。今後の考え方はあるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、市道認定の要件を満たしていれば、今後も認定していきたいと考えている。消雪施設については、今のところ制限する条例等がないので制限は難しいと思うが、まち・住まい整備課が実施する地下水位調査の結果を市民にお知らせして、今後の対応を考えていかなければならないとの答弁を受けたところでありました。

採決の結果、議案第60号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 TPP交渉に関する件に

ついでご説明申し上げます。

本請願は、山形おきたま農業協同組合経営管理委員会会長、木村敏和氏及び山形おきたま農業農政対策本部本部長、木村敏和氏より提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、国民、地方議会の多くがTPP交渉参加に反対する中で、平成25年7月から日本はTPP交渉に参加した。国益を守り、国民の不安や懸念を払拭して交渉に臨むとしているが、現状では、交渉内容を公表しないまま秘密裏に進んでいる。TPPは、食の安全・安心、医療、保険、投資家・国家訴訟ISD条項など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含むばかりでなく、農業に壊滅的な影響を与えると危惧されることから、農林水産分野の重要5品目などの聖域を確保するとともに、TPP交渉について十分な情報開示を行い、幅広く国民的議論を行う措置を求める意見書を政府に提出するよう求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、随分トーンダウンしているが、農林水産分野の重要5品目は交渉から外すよう政府に迫るものと理解してよいのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、農協グループはTPP交渉参加に反対という立場で運動を展開してきた。これまでの政府の交渉内容を精査し、今回の請願に至ったものと思う。今の段階で政府に申し入れする条件と捉えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、農協グループは、今までの絶対反対から現実的な対応に方向転換し、5品目の聖域が守られればTPPは容認するという条件闘争に入ったということなのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、方向転換のことは承知していない。TPPに反対してきた立場から、5品目だけ守ればよいという問題では決していないと思う。国民の判断を求めるためにも、この請願は一つの段階として考えていただきたい

い。これまでの交渉経過の中で、問題点の情報開示を求めることが請願の主眼だと捉えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、何も言わないのは、TPPを容認することにつながっていくと思う。TPP交渉の最終的な判断の時期を迎えている中で、5品目が守られればよいという狭い範囲のものではない農協の立場をきちっと線引きしたと積極的に捉えて、これを早急に政府に求めることが請願者の趣旨を生かすことになるかと判断するので、この請願に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結します。

それでは、日程第12、議案第59号 除雪作業中における車両事故に係る損害賠償の額の決定について及び日程第13、議案第60号 市道路線の認定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第12、議案第59号 除雪作業中における車両事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。よって、

議案第59号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第60号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。よって、議案第60号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、請願第4号 TPP交渉に関する件についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号5番、小関秀一議員。

(5番小関秀一議員登壇)

○5番 小関秀一議員 おはようございます。本議会に提出されました請願第4号 TPP交渉に関する件について、賛成する立場で討論をさせていただきます。

きょうも大変秋晴れの爽やかな天気が続いております。農家にとっては、収穫作業真っ最中ということで、昨年、ことしと、ほぼ豊作の年ということもありまして、1つは、米の値段の不安、そしてもう一つは、TPP等で将来の先行きが見えない不安、大きな不安を抱えながら農作業が進んでいるというふうに、残念な経過だなというふうに思っております。

さて、今回の請願について、かねてより、2010年の10月、旧政権、菅政権から突如TPP参加交渉表明以来、るるさまざまな議論が重ねてられてきました。そして安倍政権下においても、自民党の公約でありました、交渉は勝ち取る、聖域は守る、国益は守る、約束を守れなかったら席を立ってでも帰ってくるというふうな立場を選挙の中でも掲げられ、そして7月、交渉参加に入りました。かねてより船に乗り遅れるなというふうな言い回しでスタートしたTP

Pの課題については、今は、先行きの見えない船に乗るようなものだというふうに大きな不安を国民が抱いております。安倍首相とオバマ大統領の日米共同声明では、全品目を交渉対象として高い水準の協定を目指すという既に声明が出されております。つまり関税部門については、関税撤廃に例外はないというふうに双方が確認したというふうに伝えられております。8月下旬までのブルネイでの交渉会合、そしてこれから行われる10月以降のAPECでの首脳会合等での交渉の行方が国民生活に大きな不安を現在与えております。

こうしたTPPについては、当初、農業分野のさまざまな、これまでのガット・ウルグアイ・ラウンドやWTOの課題、さらには、多国籍間では到底合意がなされないということで、2国間同士のFTAや経済連携協定、EPAなどで進められてきた貿易協定の経過の中で、2006年3月から、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4カ国で始まったTPPの協定に最後は日本も交渉参加を表明し、現在に至っているものであります。しかし、報道されている限りでありますと、TPPについては、国民生活全体の生活にかかわる、さまざまな分野での影響を及ぼす協定であることがようやく国民の中に伝わっております。だからこそ徹底した国民の議論と納得が不可欠なのだというふうに私は思っております。

今回の請願にもあります重要5品目堅持等が守られればTPPについては容認という立場は、農協グループについても決してそのような認識を持ってないということについては、今までかつて議会に請願を出され、議会も意見書を関係機関に2回提出をしてきた地方の声としての立場も変わってはおりません。現在の交渉会合でのTPPの問題や懸念される課題については、日々報道されており、参議院選終了後、マスコミ等ではさまざまな分野で、特に私は、食品の

安全基準や知的財産権、国有企業でのさまざまな入札問題等の規制の課題が心配されるわけがありますので、今請願に書かれております情報開示、これを関係機関に広く求めながら交渉を見守っていくというふうなことが肝要かというふうに思いますので、今請願については、賛成の立場で討論をさせていただきますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます、討論にさせていただきます。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第4号について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。よって、請願第4号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信予算特別委員長登壇)

○大道寺 信予算特別委員長 平成25年第6回市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第67号 平成25年度長井市一般会計補正予算第5号をはじめ、特別会計補正予算6件、水道事業会計補正予算1件の平成25年度補正予算案8件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、9月24日、25日の2日間にわたり審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、6名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありましたので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第67号 平成25年度長井市一般会計補正予算第5号につきましては、蒲生光男委員ほか2名から修正案が提出されましたので、提出された修正案について提案者から説明を受けた後、質疑、討論を行い、採決の結果、賛成少数で修正案は否決されました。続いて、修正案が否決されましたので、原案について採決を行い、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 平成25年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第69号 平成25年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号、議案第70号 平成25年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、議案第71号 平成25年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号、議案第72号 平成25年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号、議案第73号 平成25年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号並びに議案第74号 平成25年度長井市水道事業会計補正予算第1号の補正予算7件につきましては、いずれも全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については、十分に意を用いられ、事務の執行に当たられますよう申し上げます、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)